

(続紙 1)

京都大学	博士（ 人間・環境学 ）	氏名	深谷 拓未
論文題目	味覚化する風景—イタリア・トスカーナのワイン生産に関する人類学的研究—		
（論文内容の要旨） 本学位申請論文は、イタリア・トスカーナのワイン生産に焦点をあて、味覚が個人の感覚の内に閉じているのではなく、生産者の身体的な経験や農業技術、物質的環境、制度的枠組みを通して構築されていることを論じた、文化人類学的研究である。筆者は、トスカーナのブドウ農園・ワイン醸造所で働きながら一次資料を収集した。 「第1章 序論」では、食文化研究と感覚に関する人類学的研究（感覚人類学）の両分野における趨勢を記述したうえで、批判的に検討した。まず、感覚・テロワール・風景に関する先行研究を整理し、それらの問題点を指摘したうえで、本論文が味覚と風景の接合を目的とすることを示した。食文化研究を概観すると、グローバル化に伴う食の変容や流動性が指摘される一方、その真正性が強調されてきた。ワインの場合、テロワール概念の流布に伴い、生産地の地域固有性が強調される。本論文では、感覚人類学におけるテロワール概念を批判的に捉え返すために、まずワイン生産者と環境を接続させ、感覚的かつ象徴的次元としての風景概念を導入した。さらに、味覚を環境に開放することを通じて、新たな視点から食文化を捉え返す方向性を示した。 「第2章 調査概要」では、銘醸地と謳われるトスカーナにおけるワイン生産の歴史と現代のガストロノミーとの接点を概観し、調査方法を提示した。近代国家成立以降のイタリアにおけるワインの原産地呼称制度は、フランスのそれに追従してきた。歴史的にトスカーナのワインは貴族に保護され、ワイナリーの規模は大小に両極化した。さらに、原産地呼称登録は、キャンティの知名度上昇に貢献した。一方、近年の世界的なガストロ・ツーリズム人気の昂揚は、トスカーナにおける農業生産と観光業を活性化させた。 「第3章 原産地呼称制度という政治：商業化への反発」および「第4章 商業化と科学の波及：エノログ・道具・知識」では、原産地呼称制度が、ワイン生産に与える影響を検討した。生産者が商業的成功を納めるには、欧州連合やイタリア国家の経済政策に従いながら、ワインのブランディングに取り組む必要がある。一方、生産者は規制を乗り越えて、自身の経験や技術による個性的な味を追求している。生産者は、原産地呼称制度や補助金を商業主義として揶揄し、ワイナリー独自の特徴を強調しながらワインを高価格で販売している。経済政策への依存と反発という態度が、地域のワイナリーにおいて確認できる。また、商業的な制度と産業化は、特定ブドウ品種、効率化を実現するブドウの垣根、新たな道具の導入、ボトル形状の工夫等、生産現場における屋内外の景観を特徴づけていることを示した。 「第5章 技術と象徴：環境へのアプローチ」および「第6章 ブドウ畑とワインの経験」			

では、ワインの味覚に関する言語表現が、農作業や感覚的判断によって基礎づけられている様相を分析した。生産者の高品質志向は、ブドウ農園の管理、風景の変容として具現化する。より複雑で時間を要する技術により、ワインの品質向上を試みる生産者の諸実践は、環境へと投射（projection）されている。一方、ブドウ農園を象徴する地理的特徴とその言語表現により、ワインの味と農作業の経験は理解されている。即ち、象徴と言語表現により、生産者の眺めるブドウ畑がワインの味として内射（introjection）されている。味覚と風景は、生産者の記憶、象徴や言語表現を通じて、相互浸透することを示した。

「第7章 食料自給の愉しみ」および「第8章 アグリトゥリズムにおける肉食とワイン」では、生産者の日常生活と観光が交叉する文脈において、ワインと野生動物肉等の料理の組み合わせが、地域の風景の一部となることを示した。食の組み合わせは、理想的な自家消費的食文化として認識され、アグリトゥリズムにおいて再評価されている。ワイン生産者にとって野生動物は身近な存在であり、その肉料理とワインは、味覚上の良好な組み合わせとされる。一方、観光客には、代用品として家畜肉が提供されているにもかかわらず、自家製料理である点が強調されて、自家消費の理想が喚起されることを示した。

「第9章 社会的味覚、味覚的風景」では、前章までの民族誌的記述を総括し、グローバル化や産業化が進行するなかで、トスカーナの風景が、いかに味覚を通じて再構成されているかを示した。まずテロワールについて、地域の固有性に人々の視線を向ける概念として規定した。他方、テロワールは、グローバル経済のなかに生産現場が組み込まれている不都合な事実を、隠蔽する効果を有している。またワイン生産者の味覚には、ブドウ農園の物質的構成や言語表現が関与し、ワインの味は、風景の感覚的経験と連動していることをあらためて主張した。

「第10章 おわりに」では、味覚を動機づけとして、農業実践とブドウ畑の構成が変更されており、味覚が風景の一部として内在していることを再確認した。そのうえで、トスカーナのワイン生産は味覚の所産であり、グローバル化と産業化が進行する過程のなかで、地域固有の風景が昇華して味覚化したものと結論づけた。

(論文審査の結果の要旨)

本学位申請論文は、イタリア・トスカーナ地方のブドウ農園・ワイン醸造所において、筆者が現地調査により収集した綿密な一次資料に基づいて論述された文化人類学的研究である。そして、グローバル化のなかのワイン販売戦略、テロワール概念、トスカーナの風景、ブドウ栽培と醸造技術、生産者の身体的経験である農業実践と味覚、観光産業等、ワインに関わる多様な主題を包括的に検討しており、意欲的な研究として評価することができる。

本論文の論述は、ワイン生産に関わる風景・身体的実践・味覚の連関、テロワールとワイン生産の産業化、トスカーナにおける観光と食という、相互に関連する3点に集約することが可能である。そして本論文の掲げる目標は、テロワール概念の批判的検討を軸に据え、味覚を個の身体に閉じられた生理的な感覚として捉えるのではなく、味覚を環境に開放することにより、両者の相互浸透過程を明示することにある。なお、一般的にテロワール概念は、とくにワイン用のブドウが栽培される原産地の気候・土壌・地形等、環境の総体として規定されている。

まず先行研究の検討において、食文化研究と感覚人類学の両分野の動向を批判的に論評し、本論文の方向性を示した。従来の感覚人類学の議論では、感覚が受ける社会的規定や、現象学的な次元からみた感覚の習得について主に論じられてきた。ただし、これらの議論では、概して感覚の社会的側面が強調される傾向にあり、感覚を限定的な範疇と観点から把握するだけに留まってきた。対して本論文では、ベルクや和辻の風土論等を検討することにより、人間の経験に規定された風景概念を措定し、風景との連関において感覚(味覚)を捉え返す方策をとっている。食文化研究と感覚人類学を接合し、風景概念を味覚の議論に導入する本論文の方向性は、独自性の高いものとして評価できる。

トスカーナのワイン生産者は、ブドウの剪定や生垣の形状等を含む、農園の視覚的な景觀に強い拘りをもつ。農園の景觀と生産者によって加えられるその変容は、環境のなかで営まれてきた生産者自身の感覚的な経験や記憶、その言語化が現前したものであり、最終的に醸造されたワインとして具現化される。生産者の「風景の経験」こそが、ワインの味覚的な認識を生成している。換言すれば、風景とそこで行われる身体的な農作業の実践が不可分のものとして一体化し、生産されたワインを口に含むことで味覚化する。この主張は、著者が携わったブドウ農園における厳しい作業実践を基底としており、自らの経験に根差した解釈は、十分に説得性をもつものである。

トスカーナにおけるワイン生産は、主に2つの方向性によって特徴づけられる。ひとつは、国家政策である原産地呼称制度に則って規格化されたキャンティ等のブランディングされたワイン生産である。もうひとつは、生産者が拘りをもって意欲的に醸造し、高額な値段で販売されるIGT (Indicazione Geografica Tipica) ワイン生産であ

る。ここで、生産者の個性が発揮されやすいIGTワインではなく、原産地呼称制度による画一的なワインが、一般的にテロワール概念に当てはめられる点を注視すべきである。また、トスカーナの観光産業は食と強固に結びついており、広範に喧伝されたテロワール概念と、風景のなかで生きる野生動物のイメージによって成立している。観光客は、原産地呼称制度により生産された画一的なワインと家畜肉を、商品化された風景とともに消費して満足する。これらの状況を受けて、本論文では、一般的なテロワール理解に対して、批判的に検討を加えている。テロワールは、反グローバル化の潮流において登場してきた概念であるという事実とは裏腹に、グローバルな商業主義に利用されてきた点を筆者は喝破している。テロワール概念が工業的なワイン生産と商業主義と表裏一体であることを、具体的な醸造過程や生産者の語りから明快に提示している。

このように本論文は、トスカーナのワイン生産における「風景の味覚化」に焦点を当て、ブドウの栽培技術、ワインの醸造過程、国家政策と産業化、観光産業等、多岐にわたって論じた質の高い研究である。とくに、風景を視覚的な景観と弁別して象徴的・感覚的な次元から捉え返した議論には、新規性を見出すことができる。ただし、若干の問題点も指摘できる。限られたワイン生産者の情報に依存しているが故に、筆者の主張がどこまで敷衍できるのか、検討されていない。また、産業化されたワイン生産や消費者に関する議論が、十分になされていない。しかし、このような不足点は今後補うことが十分に可能であり、文化人類学界における本論文の学術的な貢献を毀損するものではない。

よって、本論文は博士（人間・環境学）の学位論文として価値あるものと認める。また、令和7年6月16日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。

要旨公表可能日： 令和 年 月 日以降